

社会福祉法人豊寿会役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(平成19年4月1日)

改正	平成22年12月21日	平成24年3月30日
	平成24年5月29日	平成25年5月29日
	平成25年12月25日	平成29年3月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表第1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

3 常務理事については、別表第2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人又は施設の運営状況について指導又は監査の業務に当たった場合は、別表第2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の出席)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表第3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第8条 施設の職員が役員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

（改正）

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならぬ。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日）

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月29日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日）

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月2日）

この規程は、平成29年3月2日から施行する。

第3編 人事・給与（社会福祉法人豊寿会旅費規程）

別表第1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円

別表第2（第4条、第5条関係）

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	12,000円
監事監査指導報酬等	15,000円
常務理事報酬等	18,000円

別表第3（第6条関係）

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	15,000円	12,000円	実 費